

充電設備等の「その他の処分」にかかる手続きについて

I：充電設備等のその他の処分

- ◇ 充電設備等(充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様)の改造(交換を含む)の場合又は充電設備撤去日以降の処分方法の変更(充電設備移設先の変更を含む)若しくは充電設備撤去後においても移設先が未定など補助金交付の目的に反した使用と認められる場合は、「その他の処分」となります。これらの場合は、処分の内容、処分する理由、処分する充電設備等と入れ替える充電設備等との比較、充電設備等の撤去予定日等を確認させていただきます。

なお、「充電設備等の撤去日」とは、充電設備等、充電設備等の周辺機器または配線などを撤去することにより充電設備等が稼働できなくなる日をいいます。

- ◇ 充電設備等の改造(交換を含む)の場合、実施状況報告書(処分前)に基づきセンターで内容を確認の上、充電設備等の処分が、「充電設備等の機能の劣化に相当する改造(交換)である」と判断されたときは、更に「財産処分承認申請書」をセンターに提出を頂き、センターから補助金返納義務がある旨の承認通知書を提出し、その後、返納額のお知らせを発行することになります。また、補助金交付の目的に反した使用と認められる場合は、下記Ⅱ.3に記載の財産処分承認申請書をセンターに提出頂き、センターは財産処分承認通知書を発行した後に返納額のお知らせを送付します。

Ⅱ. 財産処分(その他)の手続き

1. 処分前に提出する書類

●実施状況報告書<処分前>

(1) 充電設備等の改造(交換を含む)の場合(様式;実施状況報告_財産処分関係)

【記載事項】

①充電設備等を処分する内容の記載 ②処分の理由(経緯を含む) ③処分開始予定日 ④処分完了予定日 ⑤処分前の充電設備等の名称、メーカー名、型式、出力、製造番号 ⑥変更後の充電設備等の名称、出力 ⑦補助金交付時と変更後の充電設備等の使用条件が同一か否か

【添付書類】<写真を添付する場合は、撮影日を明記すること>

①処分前の充電設備等設置場所の全景写真^(注1)(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)、②処分前の充電設備等の銘板写真^(注2)(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)、③処分前の案内板(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5) <公共性が補助条件の場合>

注1:全景写真とは、充電設備本体及びその周囲(充電車両の駐車スペース、充電設備保護用の屋根、保護用ポール等)が撮影されている写真。1枚での撮影が難しい場合は、複数枚の写真を添付する。以下同様。

注2:銘板写真とは、充電設備等のメーカー名、型式、製造番号(シリアルNO.)などが鮮明に読み取れる充電設備等の銘板の写真をいう。以下同様。

2. センターで「実施状況報告書」<処分前>を確認の上、「財産処分承認申請書」の提出の要否に関し、センターから申請者にメール又はFax等にて連絡します。

3. 「財産処分承認申請書」の提出

(1) 充電設備等の改造の場合(充電設備等の交換を含む)(様式22)(補助金返納あり)

【記載事項】

①充電設備等を処分する内容 ②処分の理由(経緯を含む) ③処分開始予定日 ④処分完了予定日 ⑤処分前の充電設備等の名称、メーカー名、型式、出力、製造番号 ⑦変更後の充電設備等の名称、出力 ⑧補助金交付時と変更後の充電設備等の使用条件が同一か否か、⑨

返納の欄の「(1)返納します」を選択する

【添付書類】実施状況報告書（処分前）に添付された資料を使用しますので、添付すべき資料はありません。

(2) 充電設備等の交換の場合（様式 22）（補助金返納なし）

【記載事項】

①充電設備等を処分する内容 ②処分の理由（経緯を含む） ③処分開始予定日 ④処分完了予定日 ⑤処分前の充電設備等の名称、メーカー名、型式、出力、製造番号 ⑦変更後の充電設備等の名称、出力 ⑧補助金交付時と変更後の充電設備等の使用条件が同一か否か、

【添付書類】実施状況報告書（処分前）に添付された資料を使用しますので、添付すべき資料はありません。

(3) 補助金交付の目的に反した使用と認められる場合（様式 22）（補助金返納あり）

（注）充電設備等の撤去前に、処分の方法（譲渡・廃棄・移設など）を変更する、充電設備等の移設先を変更する、または移設先が決定した場合には、必ず、最新の実施状況報告書を改めて提出願います。最新の実施状況報告書が提出されない場合には、充電設備等の撤去後の処分の方法の変更、移設先の変更、移設先未定などを見なし、補助金の返納を求めるとなりますのでご注意ください。

【記載事項】

①充電設備等を処分する内容 ②処分の理由（経緯を含む） ③充電設備等の撤去予定日（又は撤去日） ④処分完了予定日 ⑤処分前の充電設備等の名称、メーカー名、型式、製造番号 ⑥撤去後に充電設備等の処分方法（移設先を含む）を変更した理由、⑦移設先が未定の場合は移設先未定との記載とその理由、⑧撤去後の充電設備等が 3 か月以上にわたり使用不可となる場合はその理由 ⑨返納の欄の「(1)返納します」を選択

注 1：充電設備等の撤去日とは、充電設備等、充電設備等の周辺機器、または配線などを撤去することにより充電設備等が稼働できなくなる日をいう。

【添付書類】<写真を添付する場合は、撮影日を明記すること>

①処分前の充電設備等設置場所の全景写真（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）、②処分前の充電設備等の銘板写真（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）、③処分前の案内板（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）<公共性が補助条件の場合>

4. センターによる「財産処分承認通知書」（様式 23）の発行

補助金の全額または一部の返納を求める旨の財産処分承認通知書を発行します。財産処分承認通知書の受領前に処分をしてはいけません。ただし、充電設備等撤去後において、処分方法（移設先を含む）が変更された場合や移設先が未定の場合は財産処分承認通知書発行前の処分を認めます。

<補助金返納ありの場合>

5. 処分後に提出する書類

●実施状況報告書<処分後>

(1) 充電設備等の改造（充電設備等の交換を含む）の場合（様式；実施状況報告_財産処分関係）

【記載事項】

①処分開始日 ②処分完了日 ③変更後の充電設備等の名称、メーカー名、型式、製造番号、出力、

【添付書類】<写真を添付する場合は、撮影日を明記すること>

①充電設備等の銘板写真（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）

(2) 補助金交付の目的に反した使用と認められる場合

センターから実施状況報告書を提出する様にとの個別の指示がなければ、書類の提出は不要です。

<補助金返納なしの場合>

3. 処分後に提出が必要な書類

●実施状況報告書<処分後>

(1) 充電設備等の改造(交換を含む)の場合(様式;実施状況報告_財産処分関係)

【記載事項】

①処分開始日 ②処分工事完了日 ③変更後の充電設備等の名称、出力

【添付書類】<写真を添付する場合は、撮影日を明記すること>

①処分後の充電設備等設置場所の全景写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)、②充電設備等の銘板写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)、③処分後の案内板(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)<公共性が補助条件の場合>④取得財産管理台帳・取得財産等明細表(様式11)<充電設備等交換の場合>

以上